

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人 涼風会 が開設する通所リハビリテーション 佐藤脳神経外科（以下「通所リハビリテーション等」という）（以下「事業所」という。）において行なう（介護予防）通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所リハビリテーションを提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所リハビリテーション等 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図る。又、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じその特性に対応したリハビリテーションの提供ができる体制を整える。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、無資格、未経験者等に対し認知症の人を介護するうえで必要な基礎知識または技術の習得を目的とした認知症介護研修を行うものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 通所リハビリテーション 佐藤脳神経外科

(2) 所在地 福山市松永町5丁目23番23号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する通所リハビリテーション等従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

(2) 理学療法士 1名以上（常勤専従）

(3) 作業療法士 1名以上（常勤専従1名 非常勤専従1名）

(4) 言語聴覚士 1名以上（非常勤専従）

(5) 介護職員 1名以上（常勤専従）

(6) 看護師 1名以上 (常勤専従)

従業者は、通所リハビリテーション等の計画に基づき、通所リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日・盆・年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(通所リハビリテーション等の利用定員)

第6条 通所リハビリテーション等の利用定員は、30人とする。

(通所リハビリテーション等の内容)

第7条 通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事
- (4) 理学療法
- (5) 作業療法
- (6) 言語聴覚療法
- (7) 物理療法
- (8) 集団体操
- (9) アクティビティ

(利用料その他の費用の額)

第8条 ①通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた基準によるものとする。

②利用者の希望によって必要とされる工作等材料費等は実費として徴収する。

③食費 700円/日 (昼食代 600円/日 おやつ代 100円/日)

④日常生活費は実費として徴収する。

⑤前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福山市松永町・南松永町・今津町・柳津町・神村町・宮前町・藤江町・金江町・本郷町・赤坂町・沼隈町・高西町・瀬戸町・東村町

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- ① 休む日の連絡は早めに、当日の場合は送迎に出る前（8時まで）に連絡する。
- ② リハビリ室を利用する場合、連絡があってからリハビリ室に行く。勝手に機械を取り扱わない。
- ③ 体調が悪い日は、早めに申し出る。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は防火管理についての責任を定め、非常災害に関する計画を作成し非常災害に備える為、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設・食器その他の設備又は飲用に提供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を利用して行う事ができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者の対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

第 14 条 事業所は、提供した通所リハビリテーションに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等の受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに必要な体制の整備を行い、従業者に対し定期的に研修を実施する等の措置を講ずるようつとめるものとする。

2 事業所はサービスの提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連帯)

第 17 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連帯及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、通所リハビリテーション従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 4 回以上
- (3) 災害対策研修 年 2 回以上

- (4) 感染対策研修 年1回以上
- (5) ハラスメント対策研修 年1回以上
- (6) 虐待防止並びに身体拘束研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上の知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす頃がないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、通所リハビリテーションに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団 涼風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年12月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年8月4日から施行する。
- この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- この規程は、平成27年3月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年9月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年10月6日から施行する。
- この規程は、令和4年1月10日から施行する。
- この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月31日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月26日から施行する。

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。